

GMO TECH

臨時株主総会

招集ご通知

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は別添
「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」を
ご参照ください。

バーチャル株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャル株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2. バーチャル出席に必要となる環境

同封のリーフレットをご参照ください。

3. バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）

同封のリーフレットをご参照ください。

4. 事前の議決権行使の取扱い

事前に郵送により議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に議決権行使の上、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。

5. 議決権の行使方法について

ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

6. ご質問及び動議の方法

バーチャル株主総会に出席いただきますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、ご質問時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、一人1問まで（合計で最大250文字まで）といたします。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを中心に上げる予定です。回答できないご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、回答したご質問と併せて当社ウェブサイトにて公開させていただきます。同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャル株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり400文字までといたします。

7. 通信障害等の対応について

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2022年9月30日（金曜日）午後1時より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト (<https://gmotech.jp/ir/>) でお知らせいたします。

8. インターネットを使用することに支障がある株主様について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号（フリーダイヤル）へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時から午後5時まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主さまには、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただきます。予めご了承ください。

受付期間： 2022年9月15日（木曜日）正午から
2022年9月22日（木曜日）午後5時まで

FAX番号： 03-5489-6371

ご連絡日： 2022年9月27日（火曜日）午前10時から午後5時までにお電話にてご連絡いたします。

9. 代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

メールアドレス：ir@gmotech.jp

FAX番号：03-5489-6371

※ ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

証券コード：6026
2022年9月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMO TECH株式会社
代表取締役社長CEO 鈴木 明 人

臨時株主総会招集ご通知

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午後1時00分（ログイン開始時刻 午後0時30分）
2. 予備日時 2022年9月30日（金曜日）午後1時00分（ログイン開始時刻 午後0時30分）
3. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は別添「バーチャル株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。
4. 会議の目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当による募集株式（A種種類株式）の発行の件
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

以 上

◇ 議決権行使のご案内

郵送にて議決権の事前行使をすることができますので、お手数ながら後記の議案及び参考事項をご検討のうえ、2022年9月28日（水曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

◇ 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://gmotech.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

A種種類株式を発行可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定の設定その他所要の変更を行うものです。

なお、本定款変更については、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行通り)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)
第7条 当社の発行可能株式総数は、1,125,000株とする。	第7条 当社の発行可能株式総数は、1,125,000株とし、 <u>普通株式の発行可能種類株式総数は1,124,945株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は55株</u> とする。
第8条 (条文省略)	第8条 (現行通り)
(単元株式数)	(単元株式数)
第9条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。	第9条 当社の普通株式の1単元の株式数は100株とし、 <u>A種種類株式の1単元の株式数は1株</u> とする。
第10条～第13条 (条文省略)	第10条～第13条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第2章の2 A種種類株式
(新 設)	(剰余金の配当)
(新 設)	第13条の2 当社は、剰余金の配当を行うときは、
	<p>当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、「A種種類登録株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。</p>
	<p>2 A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、10,000,000円に2.5%を乗じて算出した金額について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、配当基準日が2022年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。ただし、配当基準日の属する事業年度中の、配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種種類株式1株当たりのA種優先配当金の合計額を控除した金額とする（A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）。</p>

現 行 定 款

変 更 案

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

3 ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が、1株につきA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下、「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。A種累積未払配当金については、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につきA種累積未払配当金の額に達するまで、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して剰余金の配当をする。

4 A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

(残余財産の分配)

第13条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株当たり、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた金額を金銭により分配する。A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配を行わない。「A種経過未払配当金相当額」は、残余財産分配日を配当基準日と仮定し、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から残余財産分配日(同日を含む。)までの日数を前条第2項の算式に適用して得られる優先配当金の額とする。

(議決権)

第13条の4 A種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(譲渡制限)
(新 設)	第13条の5 A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
(新 設)	(普通株式を対価とする取得請求権 (転換権))
(新 設)	<p>第13条の6 A種種類株主は、2025年9月30日以降、いつでも、当会社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること (以下、「転換請求」という。) ができるものとし、当会社は、A種種類株主が転換請求をしたA種種類株式を取得すると引換えに、第4項に定める数の普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>2 当初転換価額は、1,852円とする。</p> <p>3 (1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。</p> <p>① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数 (ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日) 以降これを適用する。</p>

現行定款

変更案

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 調整前転換価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

現行定款

変更案

$$\frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{株式の数}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{調整前転換価額}}}$$

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る普通株式1株当たりの転換価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

現行定款

変更案

⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が調整前転換価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) 前号に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主及びA種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>① 合併、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき調整前転換価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(3) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>(4) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、本号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p>

現 行 定 款

変 更 案

4 A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{株式数}} = \frac{\text{転換請求に係るA種種類株式の数に10,000,000を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

A種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(新 設)

(現金を対価とする取得請求権 (償還請求権))

(新 設)

第13条の7 A種種類株主は、2027年9月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求 (以下、「償還請求」という。) することができる。この場合、当会社は、A種種類株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日 (以下、「償還請求日」という。) における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、次項に定める金額の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。

2 A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(現金を対価とする取得条項 (強制償還条項))
(新 設)	<p>第13条の8 当社は、2030年9月30日以降、当会社の取締役会が別途定める日 (以下、「強制償還日」という。) の到来をもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種種類株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種種類株式の強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して次項に定める金額の金銭を交付することができる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、取得するA種種類株式は、取得の対象となるA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により決定する。</p>
	<p>2 A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額を加えた額とする。なお、本項においては、第13条の3に定めるA種経過未払配当金相当額の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて、A種経過未払配当金相当額を計算する。</p>
(新 設)	(株式併合又は分割、募集株式の割当て等)
(新 設)	<p>第13条の9 法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</p>
<p>第3章 株 主 総 会 第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株 主 総 会 第14条～第19条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(種類株主総会)</u>
(新 設)	第19条の2 当会社が、会社法第322条第1項各号
	に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
	2 第13条第1項の規定は、定時株主総会
	と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。
	3 第14条第1項後段及び第2項、第15条
	乃至第17条、第18条第1項並びに第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
	4 第18条第2項の規定は、会社法第324
	条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
	第4章 取締役及び取締役会
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第20条～第32条 (条文省略)	第20条～第32条 (現行通り)
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
第33条～第36条 (条文省略)	第33条～第36条 (現行通り)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第37条～第40条 (条文省略)	第37条～第40条 (現行通り)
第7章 計算	第7章 計算
第41条～第44条 (条文省略)	第41条～第44条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(定款に定めのない事項) (条文省略)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後第16条 (株主総会資料の電子提供) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (現行通り)</p> <p>(定款に定めのない事項) (現行通り)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2022年3月18日付定時株主総会決議による変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び同決議による変更後第16条 (株主総会資料の電子提供) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>2022年3月18日付定時株主総会決議による変更前定款第16条</u>はなお効力を有する。 3. 本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 第三者割当による募集株式（A種種類株式）の発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の内容にて、GMOインターネットグループ株式会社（以下、「GMOインターネットグループ」といいます。）及び鈴木明人氏（以下、「鈴木氏」といいます。）、GMOインターネットグループと併せて「本割当予定先」といいます。）に対する第三者割当によるA種種類株式の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案による本第三者割当増資は、第1号議案から第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、2022年8月4日付で当社と割当予定先が締結した株式引受契約書（以下、「本株式引受契約」といいます。）上、本割当予定先によるA種種類株式に係る払込みは、本総会において、第1号議案から第3号議案が原案どおり承認可決されること等を条件としております。

1. 特に有利な払込金額で募集株式（A種種類株式）を発行する理由

(1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的

当社グループの事業は、創業事業であるSEOコンサルティングをはじめとするWebマーケティングや、アドテクノロジーを駆使して総合的なインターネット集客支援サービスを提供する集客支援事業及び、連結子会社GMO ReTech株式会社の行う不動産テック事業により構成されております。当社が事業を行うインターネット分野は、トレンドの変化が非常に早く、それによりお客様のニーズが絶えず変化しておりますが、そのような環境下においても、技術力を背景とした自社商材の投入を行いながら、お客様の成果にコミットする事業展開を行って参りました。

そのような中、当社は、2022年12月期第1四半期決算より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用したことによって、契約負債等が計上され、350百万円程度の純資産が減少する影響がありました。また、翌四半期の2022年12月期第2四半期においては、GMO ReTech株式会社の固定資産の減損が生じたこと等により、2022年8月4日に公表いたしました「2022年12月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載のとおり、2022年6月末時点で、66百万円の債務超過となりました。

減損が生じた要因については、同日開示の「特別損失及び法人税等調整額の計上並びに業績予想の修正に関するお知らせ」に記載したとおり、不動産テック事業の将来の見通しを下方に修正したことによって生じましたが、不動産テック事業はSaaS事業であり、事業は安定して成長しております。今後更に顧客数が伸長することで、中期的には当社グループの中で、安定した収益を生み出す事業となることを見込んでおります。

また、集客支援事業については、MEO事業を軸とした拡大を推進しており、2022年12月期第2四半期には創業以来のセグメント利益では最高益を達成しており、今後も更なる成長を見込んでおります。

これら当社グループの事業の拡大を今後も継続する為には、当社グループの財務を安定させ、早期の債務超過状態の解消が不可欠であります。本第三者割当増資によって債務超過を解消すると共に、今後の事業拡大・業績改善に向けた事業運営資金を確保することが可能となる為、本第三者割当増資を実行することを決定しました。

そして、当社では、上記のとおり債務超過の解消及び財政状態の改善を喫緊の課題としており、早期の資本支援が得られること、また、当社の親会社及び当社の代表として中長期的な視野に立った当社の企業価値向上の観点から安定的な保有が見込まれることから、GMOインターネットグループと鈴木氏を割当予定先として選

定いたしました。

なお、本第三者割当増資は、議決権のない種類株式によるものであり、A種種類株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換については、A種種類株式の発行より3年後以降に行使可能となるため、既存の普通株主様に対する希薄化の影響を可能な限り抑えるものと考えております。

(2) 本第三者割当増資により資金調達を実施する理由

当社は、既存株主の皆様への影響に配慮した上で、早期の財務体質改善を図るため、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記「(1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的」に記載のとおり、財務基盤の安定を図る観点から、資本性のある資金調達を実施することによる自己資本増強が必要であると考えております。

調達手法に関しては、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く事業環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況・当社株式の流動性の状況等を踏まえて、検討しました。当社が上場する東証マザーズ、東証グロース市場指数の昨年末からの低下が示すように、当社株式を取り巻く市場環境が悪化している中で、大きな希薄化が生じる普通株式の公募増資やコミットメント型ライツ・オフリングは、普通株式の需給を悪化させ株価に悪影響を与えることで、普通株主に不利益を生じさせうる為、現実的な選択ではないと判断しました。また、株主割当増資、ノンコミットメント型ライツ・オフリングや新株予約権の第三者割当の方法による資金調達では割り当てた株式への払込みや新株予約権の行使は投資者側の判断に委ねられることから発行予定額の確保に不確実性が残ることから適切でないと判断いたしました。当社としては、普通株式の希薄化を可能な限り抑制しつつ、中期的に必要な資金を確実に調達し、財務基盤の安定を図るためには種類株式の第三者割当による増資が最善の選択であると判断いたしました。

以上の検討を踏まえて、当社は、A種種類株式を割当予定先に対して第三者割当の方法により発行することを決定いたしました。A種種類株式の主な特徴は、以下のとおりです。

① 優先配当

A種種類株式の優先配当率は、2.5%で設定されており、A種種類株主は普通株主に先立って配当を受けることができます。ある事業年度において、A種種類株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します（以下、当該不足額を「A種累積未払配当金」といいます。）。A種種類株主は、当該優先配当を超えて、当社の剰余金の配当を受けることはできません。

② 普通株式を対価とする取得請求権（転換権）

A種種類株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2025年9月30日以降いつでも、当社に対して、普通株式を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」といいます。）ができます。

転換請求がなされた場合、当社は、A種種類株主に対して、転換請求に係るA種種類株式の数にA種種類株式1株当たりの払込金額である10,000,000円を乗じて得られる額を転換価額で除した数の当社普通株式を交付します（当該株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い金銭を交付します。）。

転換請求がなされた場合の当初の転換価額は、1,852円です。

③ 現金を対価とする取得請求権（償還請求権）

A種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2027年9月30日以降い

つでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、その保有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができます。

A種種類株式1株当たりの償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額（償還請求日を配当基準日と仮定し、償還請求日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から当該償還請求日（同日を含みます。）までの日数で日割計算することにより得られた優先配当金の額をいいます。）を加えた額となります。

④ 現金を対価とする取得条項（強制償還条項）

当社は、2030年9月30日以降いつでも、当社の取締役会が別途定める日（以下、「強制償還日」といいます。）の到来をもって、A種種類株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができます。

A種種類株式1株当たりの強制償還価額は、10,000,000円にA種累積未払配当金相当額及びA種経過未払配当金相当額（強制償還日を配当基準日と仮定し、強制償還日の属する事業年度の初日（同日を含みます。）から当該強制償還日（同日を含みます。）までの日数で日割計算することにより得られた優先配当金の額をいいます。）を加えた額となります。

⑤ 議決権及び譲渡制限

A種種類株主は、株主総会において議決権を有しません。また、A種種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければなりません。

なお、本第三者割当増資の理由の一つが当社における債務超過の解消であることを踏まえて、割当予定先と交渉した結果、割当予定先による金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となる時期は、普通株式を対価とする取得請求権が行使可能になる時期より2年遅くなりました。また、当社による金銭を対価とする取得条項が行使可能となる時期は、割当予定先による金銭を対価とする取得請求権が行使可能となる時期より3年遅くなりましたが、割当予定先との交渉の結果、規定することになりました。

（3）払込金額が合理的であると判断した理由

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人、以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）にA種種類株式の価値算定を依頼した上で、A種種類株式の評価報告書（以下、「評価報告書」といいます。）を受領いたしました。プルータス・コンサルティングは、A種種類株式の発行要項に定められた諸条件を相対的かつ適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いてA種種類株式の評価を実施しております。また、プルータス・コンサルティングは、A種種類株式の発行要項に定められた諸条件（A種種類株式の配当金額、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項）並びに評価基準日の市場環境（評価基準日時点における株価1,852円、ボラティリティ（73.02%）、配当利回り（0%）、無リスク利率（-0.028%）、想定される満期までの期間（5年））を考慮のうえ、一定の前提の下、A種種類株式の公正価値を算定しております。評価報告書において2022年8月3日の東証終値を基準として算定されたA種種類株式の価値は、1株当たり9,928,000円とされております。

当社は、プルータス・コンサルティングによる評価報告書における上記算定結果やA種種類株式の発行条件、

当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものです。当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、プルータス・コンサルティングによる評価報告書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額（1株当たり10,000,000円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。

しかしながら、A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

（4）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式を55株発行することにより、総額550,000,000円を調達いたしますが、上述した本第三者割当増資の目的及び資金使途に照らしますと、A種種類株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。

A種種類株式の当初転換価額は1,852円であり、当初転換価額をもって普通株式に転換されると仮定した場合、A種種類株式は296,975株の普通株式に転換されることとなり、その議決権数は2,968個となり、2022年6月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である10,605個に対する割合は約28%となります。

このように普通株式を対価とするA種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、当社普通株式の希薄化が生じることになりますが、①本第三者割当増資による自己資本の増強が当社の財務体質の安定に資するほか、②A種種類株式の内容として、2025年9月30日が到来するまでは割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避できること等の方策を講じております。このような観点から、当社としては、本第三者割当増資により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

2. 本第三者割当増資の概要

(1) 払込期日	2022年9月30日
(2) 募集株式の種類及び数	A種種類株式55株
(3) 発行価額	A種種類株式1株につき金10,000,000円
(4) 調達資金の額	金550,000,000円

(5) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額	増加する資本金の額 275,000,000円 増加する資本準備金の額 275,000,000円
(6) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (GMOインターネットグループ 45株、鈴木氏 10株)
(7) その他	<p>① A種種類株式の優先配当率は、2.5%で設定されており、A種種類株主は普通株主に先立って配当を受けることができます。ある事業年度において、A種種類株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種種類株主は、当該優先配当を超えて、当社の剰余金の配当を受けることはできません。</p> <p>② A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2025年9月30日以降いつでも行使することができるかとされており、当初の転換価額は、1,852円とされており、</p> <p>③ A種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、2027年9月30日以降いつでも行使することができるかとされており、</p> <p>④ A種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、2030年9月30日以降いつでも行使することができるかとされており、</p> <p>⑤ A種種類株式には、株主総会について議決権が付されておりません。</p> <p>本第三者割当増資は、本総会において、第1号議案から第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。また、本株式引受契約上、本割当予定先によるA種種類株式に係る払込みは、本総会において、第1号議案から第3号議案が原案どおり承認可決されること等を条件としております。</p>

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）をお願いするものであります。

なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。

1. 減少すべき資本金の額

資本金の額552,663,040円を452,663,040円減少して、100,000,000円といたします。なお、上記の資本金の額には、本第三者割当増資により増額する資本金の額（275,000,000円）を含みます。

2. 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額542,663,040円を542,663,040円減少して、0円といたします。なお、上記の資本準備金の額には、本第三者割当増資により増額する資本準備金の額（275,000,000円）を含みます。

3. 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

4. 本資本金等の額の減少の効力が生ずる日

2022年9月30日

以 上

メモ欄

議決権行使に関する事項

- 書面による事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、
当社ウェブサイト

<https://gmotech.jp/ir/>

に掲載いたします。